

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
3	固定資産税・都市計画税の賦課に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

三田市は、固定資産税・都市計画税の賦課に関する事務における特定個人情報ファイルを取扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

兵庫県三田市長

公表日

令和3年9月16日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	固定資産税・都市計画税の賦課に関する事務
②事務の概要	地方税法及び三田市市税条例に基づき、賦課期日である1月1日現在において固定資産(土地・家屋・償却資産)を所有する者に対して、その固定資産の価格に応じて賦課決定を行い、納税通知書を送付する。 1 納税義務者等の情報(氏名・住所等)を管理する。 2 固定資産の課税台帳を整備し、価格を決定する。 3 固定資産の価格に応じ賦課決定を行い、納税通知書を送付する。 4 課税台帳の閲覧、固定資産にかかる証明書の発行事務を行う。
③システムの名称	1 固定資産税システム 2 宛名(行政基本)システム 3 収納管理システム 4 団体内統合利用番号連携システム 5 中間サーバ
2. 特定個人情報ファイル名	
固定資産税システム情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号利用法」という。)(平成25年5月31日法律第27号)第9条第1項 別表第一の16の項、第9条第3項、第19条第10号 2 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府、総務省令第5号)第16条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	1 番号利用法第19条第8号および別表第二(別表第二における情報照会の根拠) 27の項 2 番号利用法第19条第8号および別表第二(別表第二における情報提供の根拠) 27,28の項 3 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府、総務省令第7号)(主務省令における情報提供の根拠) 第20条、第21条 4 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府、総務省令第7号)(主務省令における情報照会の根拠) 第20条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	三田市 経営管理部 歳入推進室 税務課
②所属長の役職名	三田市 経営管理部 歳入推進室 税務課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	兵庫県三田市三輪2丁目1番1号 三田市 経営管理部 行政管理室 総務課 079-559-5031
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	三田市 経営管理部 歳入推進室 税務課 079-559-5054 079-559-5055

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和2年3月31日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和2年3月31日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [] 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [] 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[] 自己点検 [○] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	公表日	平成27年10月5日	(決裁日)	事後	
平成30年4月1日	部署	三田市 企画財政部 税務課	三田市 経営管理部 歳入推進室 税務課	事後	
平成30年4月1日	所属長	三田市 企画財政部 税務課長 西田 和明	三田市 経営管理部 歳入推進室 税務課長	事後	
平成30年4月1日	請求先	兵庫県三田市三輪2丁目1番1号 三田市 総務部 総務課 079-559-5031	兵庫県三田市三輪2丁目1番1号 三田市 経営管理部 行政管理室 総務課 079-559-5031	事後	
平成30年4月1日	連絡先	三田市 企画財政部 税務課 079-559-5050	三田市 経営管理部 歳入推進室 税務課 079-559-5054 079-559-5055	事後	
平成31年4月1日	IIしきい値判断項目 いつの時点の計算か	平成27年3月31日 時点	平成31年3月31日 時点	事後	
平成31年4月1日	IVリスク管理	項目なし	項目の追加	事前	様式の変更による
令和2年9月23日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	1 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)(平成25年5月31日法律第27号)第9条第1項 別表第一の16の項、第9条第3項、第19条第9号 2 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府、総務省令第5号)第16条	1 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号利用法」という。)(平成25年5月31日法律第27号)第9条第1項 別表第一の16の項、第9条第3項、第19条第9号 2 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府、総務省令第5号)第16条	事後	番号法及び別表第2主務省令の一部改正に伴う規定の整備による変更になるため、重要な変更には該当しない。
令和2年9月23日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	1 番号法第19条第7号 別表第二(別表第二における情報照会の根拠) 27の項 (別表第二における情報提供の根拠) 27の項 2 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日 内閣府、総務省令第7号) (主務省令における情報提供の根拠) 第20条第5号 (主務省令における情報照会の根拠) 第20条第5号	1 番号利用法第19条第7号および別表第二(別表第二における情報照会の根拠) 27の項 2 番号利用法第19条第7号および別表第二(別表第二における情報提供の根拠) 27,28の項 3 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府、総務省令第7号) (主務省令における情報提供の根拠) 第20条、第21条 4 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府、総務省令第7号) (主務省令における情報照会の根拠) 第20条	事後	番号法及び別表第2主務省令の一部改正に伴う規定の整備による変更になるため、重要な変更には該当しない。
令和2年9月23日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成31年3月31日時点	令和2年3月31日時点	事後	評価再実施に伴う変更
令和2年9月23日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年3月31日時点	令和2年3月31日時点	事後	評価再実施に伴う変更
令和3年9月1日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	1 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号利用法」という。)(平成25年5月31日法律第27号)第9条第1項 別表第一の16の項、第9条第3項、第19条第9号 2 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府、総務省令第5号)第16条	1 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号利用法」という。)(平成25年5月31日法律第27号)第9条第1項 別表第一の16の項、第9条第3項、第19条第10号 2 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府、総務省令第5号)第16条	事後	法令改正に伴う変更
令和3年9月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	1 番号利用法第19条第7号および別表第二(別表第二における情報照会の根拠) 27の項 2 番号利用法第19条第7号および別表第二(別表第二における情報提供の根拠) 27,28の項 3 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府、総務省令第7号) (主務省令における情報提供の根拠) 第20条、第21条 4 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府、総務省令第7号) (主務省令における情報照会の根拠) 第20条	1 番号利用法第19条第8号および別表第二(別表第二における情報照会の根拠) 27の項 2 番号利用法第19条第8号および別表第二(別表第二における情報提供の根拠) 27,28の項 3 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府、総務省令第7号) (主務省令における情報提供の根拠) 第20条、第21条 4 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府、総務省令第7号) (主務省令における情報照会の根拠) 第20条	事後	法令改正に伴う変更
令和3年9月16日	IV リスク対策 5. 特定個人情報提供・移転(委託や情報ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	提供・移転しない	十分である	事後	